・　研修の内容は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むものとすること。

・　特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の全てに対して、おおむね一年ごとに研修を受けさせるものとすること。

別添の2Eb中「保管する」を「保管することが考えられる」に、同Ec中「持ち出す必要」を「持ち運ぶ必要」に、「措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等」を「よう」に、「持ち出す方法」を「持ち運ぶ方法」に、「使用等」を「使用、追跡可能な移送手段の利用等」に改め、同Ed中「できない手段で」を「不可能な手段で」に改め、「保管制限と廃棄」を「溶解等」を「溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等」に、「採用する」を「採用することが考えられる」に、「特定個人情報ファイル中」を「特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中」に、「定める」を「定めることが考えられる」に改める。

別添の2Fc中「遮断する」を「遮断することが考えられる」に、「導入する」を「導入することが考えられる」に、「確認する」を「確認することが考えられる」に、「最新状態とする」を「最新状態とすることが考えられる」に、「検知する」を「検知することが考えられる」に、「。」を「導入し、適切に運用する」を「。」を導入し、適切に運用することが考えられる」に、「講ずる」を「講ずることが考えられる」に改める。

○厚生労働省告示第九十九号

特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一　総論

一　目的

この指針は、平成二十六年度にベトナム人看護師候補者として入国した者が、「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十九年法務省告示第　　号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例ベトナム人看護師候補者の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十九年度に実施される看護師国家試験の合格を目指す特例ベトナム人看護師候補者が看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二　定義

この指針における用語の定義は、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「交換公文指針」という。）第一の四に定めるもののほか、次の1から3までに定めるところによる。

1　特例ベトナム人看護師候補者　平成二十六年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

2　特例受入れ機関　その設立している施設において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

3　特例受入れ施設　在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の活動に従事するため、特例ベトナム人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院をいう。

三　特例ベトナム人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

1　特例ベトナム人看護師候補者の責務

特例ベトナム人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成二十九年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2　特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例ベトナム人看護師候補者が、平成二十九年度に実施される看護師国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例ベトナム人看護師候補者の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二　看護師の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一　特例ベトナム人看護師候補者の要件

特例ベトナム人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の1から3までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）Ⅰの1の(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(1)及び(2)の活動に従事する者であること。

(1)　法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、平成二十九年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(2)　(1)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

2　第一の三の1の責務にのっとり、三の1の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

3　平成二十八年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

二　特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の1から4までに掲げる要件を満たさなければならない。

1　交換公文指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、交換公文指針第二の一の3中「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）が就労する受入れ施設は」と、交換公文指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者指針第二の三の1の看護研修改善計画」と、交換公文指針第二の一の3の(7)中「特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。以下同じ。）」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者」と読み替えるものとする。